

# 令和6年度 特定健診のご案内

**受診日時点で40歳～74歳の第一種組合員と世帯員が対象です。**

※令和6年4月1日時点の被保険者の方にご案内しております。

**特定健診の受診券を使用して、実施機関で健診が受けられます。**

※実施機関については、別添 [特定健康診査実施機関一覧](#)を参照してください。

**受診券を使用して特定健診を受けられた方のうち希望者(先着300人)に”自宅で簡単”・”痛くない” がんリスク検査 サリバチェッカーを無料で実施いただけます。**

※サリバチェッカーは慶應義塾大学先端生命科学研究soでの研究成果をもとに株式会社サリバテック社が開発した新しい検査で、数滴のだ液を採取するだけで、体に負担をかけずに複数のがんリスクがわかる検査です。

※受診券を使用して特定健診を受診された方にご案内をお送りします。

がんの種類ごとに

現在のがんリスクを一度に検査できます。



「サリバチェッカー」の詳細はこちら↓



**特定健診以外の健診(人間ドック等)に対しても費用補助を行います。**

※特定健診の健診項目を満たしている健診に限ります（補助額上限あり）。

※補助を申請される場合、特定健診受診券は使用しないでください。

※がんリスク検査サリバチェッカーの対象にはなりません。

**令和7年3月31日までに受診してください。**

※年度末は医療機関が混み合うことが予想されます。余裕をもって受診してください。

**長野県医師国民健康保険組合**

# 特定健診以外の健診（人間ドック等）に対する補助

## 補助条件

- ①健診受診日が、令和6年4月1日から令和7年3月31日の期間内であること
- ②健診受診日時点で当組合の被保険者であること
- ③特定健診の健診項目を満たしていること  
※受診者が医師の場合も他覚症状（身体診察）は必須項目です
- ④特定健康診査受診券を使用していないこと

## 注意事項

- ※複数の機関で実施された場合、特定健診項目を含む1機関分のみを補助の対象とします。
- ※健診費用の詳細が不明な領収書（健診以外の費用が含まれている場合など）は、費用額にかかわらず特定健診を受診された場合の委託料（8,954円）を補助します。

## 補助額

- 第一種組合員 上限 30,000円      ○世帯員 上限 20,000円

## 補助金申請方法 ※申請締切：令和7年4月末日

補助金は健診後の申請による償還払い（口座振込）となります。  
健診費用は一旦、全額ご負担いただき、健診結果がお手元に届きましたら  
下記の必要書類をおとりそろえのうえ、医師国保組合へご提出ください。

## 必要書類

- 令和6年度健康診断補助金申請書（特定健康診査項目結果報告書を含む）
- 領収書（コピーでも可、領収印が読み取れるもの）
- 当組合が発行した特定健康診査受診券

## 特定保健指導のご案内

健診結果受領後、メタボリックシンドローム該当者および予備群のうち、服薬管理を受けていない方に対し、レベル別（動機付け支援・積極的支援）に保健指導を行います。

対象となる方には、直接「特定保健指導利用券」をお送りいたしますので、案内に従って保健指導をお受けください。

なお、保健指導終了までには数カ月かかるため、結果受領時期によっては保健指導のご案内ができない場合があります。

早めの健診受診、結果報告にご協力をお願いします。

## よくある質問

### Q. 自身の所属する医療機関にて健診を受診することは可能ですか？

A. 当該医療機関が、長野県医師会が集合契約する特定健診実施機関（特定健康診査実施機関一覧 参照）であれば、受診券を使用して特定健診を受けることが可能です。また、受診券を使用しない場合は、特定健診実施機関でなくても自身の所属する医療機関での健診が可能です。

ただし、どちらの場合も、第一種組合員本人による自己健診（医師が自分自身の健診を行うこと）は認められません。なお、従業員に対する事業者健診は、特定健診実施機関でなくとも構いません。

### Q. 自己負担はありますか？

A. 特定健診（受診券による）、特定保健指導（利用券による）の費用は医師国保組合が負担しますので自己負担はありません。

ご不明なこと等がございましたら、組合までお問い合わせください。

## 長野県医師国民健康保険組合

〒380-8571 長野市大字三輪1316番地9 長野県医師会館内

TEL 026-217-6200

# 事業者（第一種・特別組合員）の方へ

## 「第二種組合員（従業員）」への対応が義務付けられています!

「労働安全衛生法」第66条により、労働者の定期健康診断を行うことが事業者に義務付けられており、その費用は事業者が負担すべきもの、とされています。

また「高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）」第27条に、保険者（医師国保組合）から「特定健康診査の対象となっている労働者の健康診断データ」の提供依頼があったときは、事業者はその健康診断データの写しを保険者に提供しなければならないこと、と定められています。

つきましては、貴院において労働安全衛生法により実施いただいている事業者健診から、特定健診の対象者である「40歳～74歳までの第二種組合員（従業員）の健診結果」をご報告くださいますよう、ご理解、ご協力のほどお願いいたします。

なお、健診結果は要配慮個人情報のため、本人の同意を得た上でご報告いただきますようお願いいたします。

### 1.対象者名簿の「第二種組合員」の健診結果をご報告ください。

対象者に「特定健診のご案内（従業員用）」をお渡しいただき、事業者健診を実施してください。（事業者健診と特定健診の整合性が図られており、法令上、事業者健診が優先されます）

### 2.報告いただく健診結果

特定健診の必須項目は次のとおりです。

事業者健診の結果を、特定健康診査項目結果報告書に記入してください。

- 既往歴・自覚症状・他覚症状      ○身長・体重・BMI・腹囲      ○血圧測定
- 脂質検査（中性脂肪、HDLコレステロール、LDLコレステロール又はNon-HDLコレステロール）
- 肝機能検査（AST（GOT）、ALT（GPT）、 $\gamma$ -GT（ $\gamma$ -GTP））
- 血糖検査（空腹時血糖又はHbA1c検査、やむを得ない場合には随時血糖）
- 尿検査（尿糖、尿蛋白）      ○医師の判断      ○判断した医師の氏名

その他、従業員本人による質問票への記入をお願いします。

### 3.提出方法

対象者の特定健康診査項目結果報告書をお取りまとめいただき、別添「事業者健診結果報告用封筒」に入れ、令和7年4月末までに医師国保組合に提出してください。

### 4.特定保健指導への流れ

当組合で健診結果を受領後、特定保健指導の対象となる方には直接ご案内いたします。